

作成日 平成27年10月1日

修正日 平成28年12月6日

修正日 平成29年12月1日

加西市中学校部活動ガイドライン

加西市教育委員会 学校教育課

はじめに

中学校における部活動は、体力や技術の向上はもとより、マナーやことば遣いなど、学年を超えた人間関係の中で様々な学びが期待できます。また、練習の成果を試合やコンクール等で発揮することにより、達成感や成就感、落胆なども味わい、人格形成の上で重要な教育的意義を持つ活動です。さらに、一生涯続く友情を築く場でもあります。

しかし、近年の少子化に伴って生徒数や教職員数が減少していることから、従来の部活動の数を維持することが困難な状況になってきています。

一方、スポーツ活動における個人のニーズが多様化し、地域においても様々なスポーツ活動が行われていることを背景にして、新たな部活動を設置して欲しいといった要望も聞かれます。しかし、現状では新たに部活動を設置することは非常に難しい状況にあります。

そこで、加西市ではこのような現状を踏まえ、部活動のさらなる充実・活性化を図ることをめざして、「加西市中学校部活動ガイドライン」を策定しました。

1 部活動ガイドラインの2つの柱

- (1) 教育的意義を高める効果的な部活動のあり方を提案します。
- (2) 加西市における部活動の課題克服をめざした体制をつくります。

2 教育的意義を高める部活動の推進

中学校の部活動は、指導者の明確な指導や保護者や地域の理解・協力のもと、生徒たちが自主的・自発的に活動するものです。そして、体力や技術を向上させるだけでなく、マナーやルールを守ることの重要性、協力することや互いに支えあい高めあうことの大切さについて学ぶ場でもあります。また、生徒も教師もやり甲斐を感じ、部活動以外にも好影響を及ぼすような活動でなければなりません。

(1) 講習会や会議等の開催

①指導者講習会の開催

教育委員会は、長期休業中などを利用して専門家による指導者講習会を開催します。また、各中学校でも伝達講習会を行うなど、教師の指導力向上に努めます。

②キャプテン会議の開催

リーダー育成や生徒の自主性・自発的な活動を推進するために、各部のキャプテン(部長)が集まって定期的にキャプテン会議を開催します。

③顧問会議の開催

各校において、各部顧問間の共通理解や協力体制を築くために、定期的に顧問会議を開催します。特に、若い教師はベテラン教師から部活動指導のあり方を学ぶ場にもなります。

(2) 事故防止や安全確保

①環境整備

教師は日常的に練習施設や用具等の安全点検を行い、環境整備に努めます。また、天候や気象を考慮した指導により、熱中症を含む事故の未然防止に努めます。

②緊急体制の確保と顧問間の連携

教師は活動を見守り、万が一の対応ができるように緊急体制の整備を行います。なお、顧問不在で練習を行わなければならない場合は、他の部顧問と連携をとり緊急時に備えます。

③主体的な安全確保

生徒の自主性を推進する観点から、自身の体力や技能を客観的に理解したうえで活動を行い、主体的な事故防止の態度を育成します。

(3) 効率的で効果的な練習の実施

①部活動の教育的意義

部活動の教育的意義を十分理解し、指導目標と指導方針、年間計画等を策定し、発達段階に応じた系統性のある指導に努め、勝利至上主義にならないよう留意します。

②「対話」を重視した指導

生徒の自主性や個性を尊重し、「対話」を重視した指導を大切にするとともに、教師の経験則に偏らず、生徒の実態に応じた最も個人の力を伸ばすことのできる指導を心掛けます。

③ゆとりある学校生活の確保

適度な休養や規則正しい生活は、ケガの防止や効率的な体力向上、さらには高いパフォーマンスにつながるということが科学的に証明されています。そこで、ノ一部活デーを計画的に実施し、ゆとりある学校生活を送ることで、部活動の成果が学校生活全般に現れるよう努めます。

④練習試合等のあり方

トレーニングにおける移行期・一般鍛錬期・専門鍛錬期・試合準備期・試合期など、マクロサイクルによる計画のもと、練習試合の時期や内容（時間、試合数）等を勘案し、効果的な練習になるよう工夫します。

(4) 保護者や地域との連携

①保護者との連携

保護者の理解・協力なしでは部活動は成立しません。教師は、日頃から保護者に対して十分な情報提供を行い、理解・協力が得られるよう努めます。また保護者も、学校や部の方針を理解し協力する姿勢が求められます。

②地域との連携（部活動外部指導者の活用）

教育委員会は、地域の専門的な指導力をもつ人材を確保し、必要に応じて中学校へ派遣するしくみを整えます。そして、部活動外部指導者として部活動支援の協力を依頼します。

3 課題克服をめざした体制について

(1) 複数校合同部活動方式について

在籍校の部員数だけで大会に参加ができなかったり、十分な活動が困難な場合は、複数校

で合同チームを編成して大会に参加したり、合同練習を行えるように関係校で協議します。ただし、在籍校にその部活動がある場合に限り、また、その際には生徒と保護者の意向を聞き、練習日や場所、安全面、生徒の負担、指導上の問題等についても協議し、関係学校長の合意のもとに活動の可否を決定します。

なお、部員数の増減があることから、毎年5月1日と8月20日を基準日として決定します。

(2) 在籍校に希望する部活動の種目がない場合の大会参加について

在籍校に兵庫県中学校総合体育大会で実施されている部活動の種目がない場合の大会参加については、生徒本人と保護者の意向を聞き、活動実績等を考慮した上で大会参加を認めます。ただし、教師の引率等の都合から、県大会8位入賞が見込める実力を有することを条件として、在籍校において協議し、学校長の判断によって参加を認めるかどうか決定します。

(3) 部活動を理由とする就学指定校の変更(学区外就学)について

就学指定校に希望する部活動がない場合は、教育委員会が隣接学校区の中学校への入学(転校)を許可します。ただし、原則として下記の条件を満たす場合に限り、

ア 希望する部活動の種目の経験がこれまでにあること

イ 生徒本人及び保護者の意思であること

ウ 原則として居住地から最も安全に通学可能な隣接学校とすること

エ 下記の確認事項が承諾できること

- ・許可された中学校において、希望した部活動が活動を中止した場合や生徒本人の身体的状況等で活動ができなくなった場合、転校するか継続して就学するかは教育委員会と協議して決定すること
- ・入学(転校)先の部活動の顧問について、在学中に異動がないことを保障するものではないこと

(注) 教育委員会において、保護者及び生徒と面接の上、転出入する両学校長の意見を参考として決定します。なお、手続きの流れは下記のとおりです。

【就学指定校の変更(学区外就学)手続きについて】

- ① 教育委員会が、保護者からの相談を受ける。
- ② 教育委員会が、児童生徒本人、保護者と面談する。
- ③ 教育委員会が、転出入する両学校長の意見を聞く。
- ④ 教育委員会が、許可基準をもとに検討する。
- ⑤ 教育委員会が、検討結果を保護者に通知する。
- ⑥ 就学指定校の変更が妥当であると判断した場合は、保護者が教育委員会に学区外就学許可を申請する。
- ⑦ 教育委員会が、学区外就学を許可する。
- ⑧ 教育委員会が、保護者に学区外就学許可を通知する。

附 則

このガイドラインは、1年に1回を目途とした連絡会を実施し、内容を見直します。